

(仮称) 野馬追の里風力発電事業に係る特定環境影響評価書の

知事意見に対する事業者見解

知事意見	事業者見解
<p>1 総括的事項について</p> <p>1(1) 事業の実施に当たっては南相馬市復興計画に基づくとともに、事業実施区域周辺の復興事業及び生態系を構成する希少野生動植物種の保護について配慮すること。</p>	<p>事業の実施に当たっては南相馬市復興計画に基づくとともに、事業実施区域周辺の復興事業及び生態系を構成する希少野生動植物種の保護について配慮します。</p>
<p>1(2) 環境保全措置については、周辺環境や事業の進捗状況により柔軟に対応するようにし、最新の知見や技術を導入等することにより、環境への影響が最大限に回避・低減されるよう配慮すること。</p>	<p>環境保全措置については、周辺環境や事業の進捗状況により柔軟に対応するようにし、最新の知見や技術を導入等することにより、環境への影響が最大限に回避・低減されるよう配慮します。</p>
<p>1(3) 今後、予測し得ない環境への影響が生じた場合は、適切な対策を実施するとともに、事業内容を変更する必要がある場合には、当該変更による環境への影響を予測・評価し、その結果に基づく必要な環境保全措置を講じること。</p>	<p>今後、予測し得ない環境への影響が生じた場合は、適切な対策を実施するとともに、事業内容を変更する必要がある場合には、当該変更による環境への影響を予測・評価し、その結果に基づく必要な環境保全措置を、実行可能な範囲において講じます。</p>
<p>1(4) 事後調査については、特定評価書に記載された内容を確実に実施するとともに、調査等の結果、環境への影響が生じるおそれが認められた場合は、適切な環境保全措置を講じること。</p>	<p>事後調査については、特定評価書に記載した内容を確実に実施するとともに、調査等の結果、環境への影響が生じるおそれが認められた場合は、適切な環境保全措置を、実行可能な範囲において講じます。</p>
<p>2 大気環境について</p> <p>事業の特性として、施設の稼働に伴う騒音・低周波音の発生により、苦情や健康等への影響を懸念する意見等があることから、騒音・低周波音の環境保全措置については、十分に配慮すること。</p>	<p>騒音・低周波音の環境保全措置については、施設の稼働に伴う騒音・低周波音を原因とする苦情や健康等への影響が生じないよう、十分に配慮します。</p>
<p>3 水環境について</p> <p>3(1) 対象事業実施区域は沿岸部に位置し、地盤沈下が生じていることから、事業実施に当たっては、地盤及び地下水への影響が最大限に回避・低減されるよう配慮すること。</p>	<p>事業実施に当たっては、地盤及び地下水への影響が最大限に回避・低減されるよう配慮します。</p>
<p>3(2) 対象事業実施区域には、準用河川北原川が入っていることから、事業実施に当たっては、北原川の水環境、水生生物への影響が最大限に回避・低減されるよう配慮すること。</p>	<p>事業実施に当たっては、北原川の水環境、水生生物への影響が最大限に回避・低減されるよう配慮します。</p>

知事意見	事業者見解
<p>4 自然環境について</p> <p>4(1) 特定評価書では、「バードストライクの可能性は低く、事後調査で多数の確認があった場合には方策を講じる。」としているが、対象事業実施区域及びその周辺において、鳥類の飛翔が多数確認されていることから、事後調査を待つまでもなく、鳥類の視認性を高めるために景観に配慮した上で風車の彩色を工夫したり、風車に警戒マークを塗布、展着したりするなど、設置する際にも何らかの環境保全措置を講じること。</p>	<p>鳥類の視認性を高めるために景観に配慮した上で風車の彩色を工夫したり、風車に警戒マークを塗布、展着したりすることなどについて、南相馬市と協議し、設置する際にも何らかの環境保全措置を、実行可能な範囲において講じます。</p>
<p>4(2) 津波により、希少動植物種がこれまでと異なる場所で確認されたり、新たな種が確認されたりする可能性が考えられることから、事業実施に当たっては、事業による影響が最大限に回避・低減されるよう適切な環境保全措置を講じること。</p>	<p>事業実施に当たっては、事業による希少動植物種への影響が最大限に回避・低減されるよう、適切な環境保全措置を実行可能な範囲において講じます。</p>
<p>4(3) 事後調査等により生態系への影響が確認された場合には、専門家に意見を聴くなどして適切な環境保全措置を講じること。</p>	<p>事後調査等により生態系への重大な影響が確認された場合には、専門家に意見を聴くなどして、適切な環境保全措置を実行可能な範囲において講じます。</p>
<p>5 その他</p> <p>5(1) 「景観」、「人と自然との触れ合いの活動の場」の事項については、特定評価書に記載を要さないとしているものではあるが、事業の実施に当たっては、これらの項目についても配慮すること。</p>	<p>事業実施に当たっては、「景観」、「人と自然との触れ合いの活動の場」の事項についても配慮します。</p>
<p>5(2) 「風車の影」については、対象事業実施区域周辺にあった家屋等が現在存在しないことから評価項目として選定しないこととしているが、当該事業を含めた復興事業の計画の実行過程において、影響を受ける対象が存在する可能性が生じた場合には、騒音対策とともに必要な環境保全措置について検討すること。</p>	<p>当該事業を含めた復興事業の計画の実行過程において、「風車の影」の影響を受ける対象が存在する可能性が生じた場合には、騒音対策とともに必要な環境保全措置について検討します。</p>
<p>5(3) 当該施設の設置・運営に当たっては、地元住民と調整に努めるとともに、トラブルのないよう適切な環境保全措置を講じること。</p>	<p>当該施設の設置・運営に当たっては、地元住民と調整に努めるとともに、トラブルのないよう適切な環境保全措置を講じます。</p>
<p>5(4) 事業の実施に当たっては、上記の内容を十分に踏まえたものとするとともに、措置を講じる場合には、必要に応じ関係機関又は専門家等と協議すること。</p>	<p>事業の実施に当たっては、特定環境影響評価書の知事意見の内容を十分に踏まえるとともに、措置を講じる場合には、必要に応じ関係機関又は専門家等と協議します。</p>